

# 行政の焦点



平成21年の愛知県内の労働者1人平均年間総実労働時間は、平成20年秋以降の世界経済の急激な減速の影響を受けて前年比5・2%減の1,764時間と大きく減少しましたが、平成21年に愛知労働局が実施した長時間労働の抑制のための自主点検結果では、直近の1年間ににおいて、1か月当たり「100時間を超える時間外労働」を行つた労働者がいた事業場は、16・1%で、「80時間超100時間以内の時間外労働」を行つた事業場の14・8%を加えると、3割を超えていて厳しい雇用情勢が続く中、一部の

事業場では、依然として長時間労働の実態がみられます。また、平成21年度における脳・心臓疾患に係る労災補償状況(全国集計)は、請求件数が767件(13・7%減)、支給件数が293件(22・3%減)と前年度に比べて減少しましたが、支給決定された内訳をみると職種

別には自動車運転者、年齢別には40歳代の労働者を中心に、過重労働による健康障害が依然多数発生している状況にあります。長時間の過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られており、時間外・

36件で前年度に比べて22・5%と大幅に増加し、支給決定された234件の3割の事案の時間外労働時間数は、月80時間以上でした。さらにサービス残業等の情報を基に労働基準監督署による監督指導の結果をみると、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導し

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

——長時間労働の抑制のため平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されています——



休日労働時間数が1か月当たり100時間を超える場合または2ヶ月から6ヶ月を平均して1ヶ月当たり80時間を超える場合には、過重労働による健康障害を発生させるおそれがあります。

これらの過重労働や賃金不払い残業に係る問題の解消に向けては、いずれも使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業

保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となつた取組が行われることが重要となっています。このため、愛知労働局では、従来から、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」及び「賃金不払残業総合対策要綱」などに基づく対策を進めてきましたが、平成22年度においても、11月に長時間労働の抑制を重点とする標記キャンペーンを設定して、全国一斉無料電話相談の開設を含めて

①時間外労働協定(36協定)の適正化等による時間外・休日労働の削減

②労働者の健康管理に

係る措置の徹底  
③労働時間の適正な把握の徹底

を中心、集中的な取組を実施し、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしています。